

(資料)

## 鹿児島地裁における裁判員裁判（2013年・2014年）

小 栗 実

### 一 2013・2014年の裁判員裁判

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）が2009年5月21日に施行されて5年が経過した。鹿児島地裁での裁判員裁判は、2009年11月24日に公判が開始された事件以来、2014年末までに81件の事件が裁判員裁判で裁かれた。

本稿は、2011年末までの37件の裁判員裁判の紹介<sup>(1)</sup>、2012年末までの19件の紹介<sup>(2)</sup>に続いて、2013年・2014年の裁判員裁判25件を紹介し、そこからいくつかの特徴を分析・検証しようとするものである。

本稿もまた前稿と同じように、裁判員裁判の内容は、裁判所ウェブサイト、判例集等で公開されているものを除いては、南日本新聞および朝日新聞鹿児島地方版の記事から引用したところが多いことをおことわりしておきたい。

### 2013年

#### ■【判決57】 強姦致傷及び窃盗・住居侵入事件（男性・57歳）

被告人は、2012年5月、女性宅に侵入して下着を盗み、6月には女性に暴行しようとしてけがを全治2ヶ月のけがを負わせた、さらに6月から7月にかけて鹿児島市内の駐車場に止めてあった乗用車を2台盗んだ容疑で起訴された。

1月23日 開廷

被告人は起訴事実を認めた。

求刑は懲役8年。

1月25日 判決

判決は、被害者の意識が遠のくほど強く首を絞めており悪質、現時点で反省に深まりが見られず更生に不安が残ると述べ、7年の懲役刑を言い渡した。

## ■【判決58】 殺人事件（女性・38歳）

被告人は、2012年3月24日、3人の子どもの睡眠導入剤入りの清涼飲料水や鎮痛剤を混ぜたカレーを飲食させて寝かせ、タオルや縄跳びのひもで3人を絞殺した容疑で起訴された。

3月12日 開廷

裁判員は男性3人、女性3人。

被告人は起訴事実を認めた。

検察官は、最後まで実行をためらったとはいえ、子どもの殺害のために睡眠薬を用意するなど犯罪には計画性があったと指摘した。

弁護人は、被告人は適応障害に起因する抑うつ状態の影響で、善悪の判断能力が相当程度失われていた、直前まで迷って周到な計画性はなかった、として情状酌量を求めた。

被告人質問では、裁判員も質問した。「薬（抗うつ剤）を飲んで不安になったことはありましたか」（女性裁判員）、「（夫が）浪費したことを悲観したのが実行のきっかけということですが、自分のことを考えてくれないとはどういうことでしょうか」（男性裁判員）、「子どものために（夫と）仲良くしようという気持ちはあったのか」（女性裁判員）などと問い、被告人の心情を推し量ろうとした。

被告人の精神鑑定に当たった医師の証言も行われた。鑑定は、被告人が「適応障害」にあったとした。しかし責任能力がある程度は妨げられていたとはいえ、善悪の判断ができないということはないとの判断であった。この証言では、医師が被告人との面談によって得られた診断や犯罪に至る心情が説明された。被告人は「社交不安障害」という状況にあり、新居の購入をめぐる夫とのあつれきから離婚しようとして子どもを引き取ろうと提案したこと、子どもが夫になつくようになって寂しい気持ちになってしまったこと、いったんは断念した新居の購入問題がふたたびむしかえされて、夫は自分の気持ちをわかってくれない、夫に距離を置こうと提案したが拒否され自殺したいと思うようになったことが述べられた。子どもをまきこもうとしたのは、一人で死ぬのは寂しい、子どもたちといっしょに死にたい、夫に後悔させたいという気持ちで、無理心

中（医師である証人は「拡大自殺」と称した）をはかろうとしたが、自分は自殺を逡巡してしまった。強迫心理や愛と憎しみの極端な感情から刺激に対する統制がとれず、ストレスから自分を対処できない状態になっていたという医師の説明であった。この証言の中で、被告人が、殺害の直前に子どもたちの歯の「仕上げ磨き」までしていたことも語られた。

3月13日

検察官は懲役25年を求刑。これに対して弁護人は懲役20年が相当と主張した。

3月15日 判決

判決は、殺人の動機について、被告人が中古住宅の購入や転居をめぐって夫と口論をくりかえし、気分が落ち込んで自殺を考えるようになり、一人で死ぬのは寂しく子どもたちも死ねば夫が自分を追い詰めたことに気づくだろうと考えたと述べた。量刑の理由として、犯行には計画性があり、犯行を思いとどまることはなく、子ども一人ひとりを実際に殺害したこと、この犯行の結果は重大であり、動機は身勝手だが、その悪質性には他の殺人事件と一線を画すものがあり、適応障害のため死にたい気持ちになった影響も大きく、更生可能性はあるとして、23年の懲役刑を言い渡した。

判決の言い渡しの最後に、裁判長が被告人に対して「子どもへの愛情の深さはよく伝わってきた。罪を償い、3人の冥福を日々祈って生き抜いてください。」と説諭した。この言葉は裁判員6人で考えたものだったと裁判員が記者会見で明らかにした。

傍聴していて、市民である裁判員は人ごとではないと考えて、比較的軽い刑罰を選ぶのではないかと予想したが、3人の子を殺害した事実を重視して懲役23年の重い刑罰だった。懲役20年程度が相当と弁護人が最終陳述したので、判決は求刑と弁護士の主張との「中間」を採用したように見える。弁護人がこれまでの<量刑相場>を考えた結果とはいえ、20年と具体的な数字を出したことで、裁判員にとってみれば量刑の範囲が狭まったとはいえないだろうか。

## ■【判決59】 殺人未遂事件（女性・43歳）

被告人は、2012年11月14日朝、鹿児島市内の道路脇に止めた車の中で、生後3ヶ月の長男の首を絞め殺害しようとし、顔面うつ血など約5日間のけがを

負わせた容疑で起訴された。被告人は事件当時、小学校の教諭として働いていたが、事件後、懲戒免職となった。

7月2日 開廷

被告人は起訴事実を認めた。検察側は、育児に加え、うつ病の夫との生活に不安が募り、子どもがいなくなれば悩みがなくなると考え、殺害しようとしたと冒頭陳述した。精神鑑定をした医師は、被告人は犯行時には適応障害だったとみられると証言した。

7月3日

検察官は、自分の悩みを解決したいという身勝手な犯行であり、子どもが軽傷ですんだことは偶然であり、危険な行為をしたことに見合う責任があるとし、懲役4年を求刑した。

これに対して、弁護人は、育児や家庭内のストレスで適応障害となっていたこと、深く反省していることを理由に、執行猶予を求めた。

7月5日 判決

判決は、抵抗できない乳児を殺そうとした犯行は危険だが、適応障害が悪化していた、速やかに罪悪感に目覚めて自首したことなどをあげて、懲役3年執行猶予4年と、執行猶予付き判決を出した。

## ■【判決60】 強盗致傷及び窃盗事件（男性・29歳）

被告人は、2013年2月26日夜、霧島市内の女性宅に押し入り、女性の首に腕を巻き付け、女性の右脇腹に刃物を突きつけ脅迫し、女性の左手指に約1週間のけがを負わせ、現金2万9千円を奪った容疑で起訴された。この犯行の他に、住宅2軒で現金合計19万7千円を盗んだ容疑にも問われた。

8月27日 開廷

被告人は起訴事実を認めた。検察官は、ギャンブルで借金を重ね、返済に窮して犯行に至った動機に酌量の余地はないと冒頭陳述した。一方、弁護人は、被告人は被害を全額弁償し、被害者のけがも比較的軽く、深く反省しているので更生の意思は強いと述べた。

8月28日

検察官は懲役8年を求刑した。弁護人は執行猶予付き判決を求めた。

8月29日 判決

判決は、6年の懲役刑を言い渡した。「被告人はまだ更生できる年齢であり、酒やギャンブルにおぼれず身の丈にあった生活を」と、裁判員からの意見を含めて、裁判長が説諭した。

### ■【判決61】 傷害致死事件（女性A・37歳）

報道では「曾於傷害致死事件」と呼ばれた事件である。この事件では、九人が逮捕され、七人が起訴された。三人は通常の刑事裁判で審理され、四人が傷害致死罪の容疑で裁判員裁判にかかることになった。犯罪容疑を認めた被告人A（女性）と傷害致死罪について共謀を認めなかった被告人B（女性）、C、Dは分離公判となった（3人は【判決68】で審理された）。

被害者は被告人Aの元夫である。被告人Aは、曾於市の住職である被告人B、その夫である被告人C、Cの弟である被告人Dらと共謀し、2012年12月29日ごろから11回にわたって元夫を踏みつけたり蹴ったりして、2013年1月25日に死亡させた容疑で起訴された。

9月2日 開廷

被告人Aは起訴事実を認めた。

検察官は、被告人Bの寺のお布施がなくなるトラブルがあり、信託していた寺の金を元夫が盗んだと疑って、被告人Bの寺の親族らと共謀して暴行したと冒頭陳述した。

弁護人は、被告人Aにとって被告人Bら共犯者は目上の立場だったため逆らえなかったと主張した。

9月4日

検察官は懲役9年を求刑した。論告の中で検察官は、被告人Aが死亡直前にふるった暴力が、元夫である被害者にとっての致命傷と直接結びつき、犯行で果たした役割は大きいと主張した。

弁護人は、被告人Aも共犯者から暴力を受け従属的だった、自発的に暴行していたわけではなく、与えた損害は軽く、元夫の死亡は共犯者からの激しい暴行で全身貧血状態だったことが大きいと反論し、深く反省して更生の意思も強いと、懲役3年執行猶予5年の判決が妥当とした。

9月6日 判決

判決は、落ち度のない被害者に長期間、集団で一方的に暴行を続けた態様は相当に悪質、被告人Aは元夫の死亡に大きく影響した障害を与えたと認定して、懲役刑を選択したが、被告人も共犯者に抗いがたい立場にあり、主体的に加担したと評価するのは酷として7年の懲役刑を言い渡した。

判決文朗読の最後に、裁判員の意見を含めて「命の尊さをかみしめ、簡単に左右されない強い心で生きてほしい」と説諭した。

### ■【判決62】 殺人未遂事件（男性・69歳）

被告人は、2013年5月22日午前4時40分ごろ、就寝中の妻（73歳）の首をひもで締めて殺害しようとした容疑で起訴された。妻は認知症を病んでいた。

9月17日 開廷

被告人は起訴事実を認めた。

検察官は、被告人が介護や生活苦で思い詰め、妻を殺害して自分も死のうと考えたが、妻が動かなくなったのを見て我に返り、殺害をやめたと冒頭陳述した。

弁護人は、被告人は介護で睡眠不足になったことなどから、介護の限界に達し、精神的に追い詰められていた突発的な出来事だと弁護した。

9月18日

検察官は、1年以上献身的に介護してきたことは同情すべきだが、同居する長男やケアマネージャーなど相談できる相手が周囲にいたはずなのに、あえて殺害を選んだことは悪質であると、懲役4年を求刑した。

弁護人は、犯行を途中で中止し自ら警察に通報しており、誰も処罰を望んでいないとして処罰の免除を求めた。

9月20日 判決

判決は、被告は経済的に苦しく、妻の介護負担が急激に増す中で突発的に犯行に及んだと指摘した。犯行の動機として、歩くことができず尿失禁を繰り返していた妻への介護負担や哀れみがあったとし、犯行を中止し自首したことなどを挙げて刑の執行猶予が妥当とし、懲役2年6月執行猶予3年を言い渡した。

弁護人の求めた処罰の免除については、落ち度のない被害者に、殺意を持っ

て行った行為は刑を免れないとして認めなかった。

判決文朗読の最後に、裁判長が、裁判員の意見を含めて、「愛する妻のため、これからは一人で抱え込むことなく周りの人に相談して欲しい」と説諭した。

裁判員の感想「介護中に絶望まで落ちていく過程は自分も経験した。この事件が社会に投げかけた問題は大きいと思う。」

### ■【判決63】 強盗致傷及び窃盗、住居侵入事件（男性・27歳）

被告人は、2013年1月4日夜、薩摩川内市の路上で女性（64歳）の背後から跳び蹴りをして、現金1万円の入ったバッグなどを奪い約1週間のけがを負わせた容疑、それに別の家に住居侵入して腕時計など総額16万円相当（合計3件）を盗んだ容疑で起訴された。

10月21日 開廷

被告人は強盗致傷罪について起訴事実を否認し、無罪を主張した。

10月24日

検察官は懲役10年を求刑した。

10月28日 判決

判決は、被告人が犯行時は知人といたと主張したアリバイについては、知人の証言や通話記録から知人と会ったのは別の日で、被告人の供述は信用できないとした。また、被害にあった品物が被告人宅から複数押収された事実などを挙げて、被告人が犯人でなければ説明は困難であり、偶然とは考えられないとした。

判決はまた、被告人について財産犯の顕著な常習性があり、酌量減輕すべき事案ではない、更生に相当の不安があるとして、7年の懲役刑を言い渡した。

被告人は即日控訴。福岡高裁宮崎支部で控訴棄却の判決が出た模様（未確認）。

### ■【判決64】 強盗致傷事件（男性A・22歳、男性B・22歳）

被告人A、Bは、2013年5月14日未明、鹿児島市照国町の市道上で、19歳の学生の背後から飛びつき、現金1000円が入った財布（時価3000円相当）を奪い、顔を殴るなどして、約10日間のけがを負わせた容疑で起訴された。

11月5日 開廷

被告人らは起訴事実を認めた。弁護人は、財布だけを盗むつもりだったのが、被害者から反撃されたので、逃げるために暴行を加えてしまったと主張した。さらに被告人Aはみずから自首し被害弁償もしているとして、情状酌量を求めた。

11月6日

検察官は、二人で協力した悪質な犯行であり、なんの落ち度もない被害者の苦痛は大きい、としてそれぞれ懲役6年を求刑した。

11月8日 判決

判決は、被害者から想定外の抵抗を受け、犯行がエスカレートした面もあるが、被害者を転倒させ頭を蹴るなど危険な犯行であるとして、3年の懲役刑を言い渡した。

#### ■【判決65】 危険運転致死事件（男性・69歳）

被告人は、2011年10月4日の正午ごろ奄美市の道路で軽自動車を運転していたが、同市の和光トンネル内で蛇行運転し、対向車線にはみ出して、男性が運転するミニバイクと正面衝突し、男性を死亡させた事案で、運転前の睡眠導入剤の服用が原因だとされ危険運転致死罪（刑法208条の2第1項）に該当する容疑で起訴された。県内で初めて危険運転致死罪の成立が問われる事件となった。

刑法208条の2の危険運転致死傷罪は、2001年法改正によって犯罪に加えられた。本件のような薬剤の服用による危険運転の要件としては、薬の影響で正常な運転が困難な状態となったことと、運転者がその状態を認識していたことが要件であるが、道路交通法の酒酔い運転罪の規定にいう、「正常な運転ができないおそれがある状態」では足りず、現実には前方注視、ハンドルやブレーキ等の操作が困難な状態であることと解されている。

福岡での痛ましい事件（極度に酩酊して運転し、家族でドライブに来ていた車に追突し橋から落下させ、子ども2人を死亡させた）で、福岡地裁は業務上過失致死罪を適用したのに対して、福岡高裁（控訴審）は危険運転致死罪を適用し、最高裁（上告審）でも1人の最高裁判官は危険運転致死罪の適用に反



対したように、その適用をめぐる実務的にも争いがある難しい論点が存在する。

本件は危険運転致死罪の適用が争点になった事件だったので、新聞でも注目された。

11月12日 開廷（裁判員は男性2人、女性4人）

被告人は、10年ほど前に食道ガンの手術を受けたこともあってか、かなりやせ型の老人で（保釈中）、印象的にいえずいぶんと弱々しい感じだった。

弁護人は、事故を起こしたことは事実だが薬の影響を認識していなかった、睡眠導入剤を事件当日の朝には飲んでいない、故意に薬を服用したことはないとして、危険運転致死罪については無罪であると主張した。

検察官は、被告人の薬物の影響についての認識があったかが争点であるとして、運転に薬物が影響していたか、正常な運転ができないと被告人が認識していたか、薬物が運転に影響していると被告人が認識していたかを論証すると陳述した。

検察官は証拠として、統合捜査報告書・犯行現場の状況図・被告人車両及び被害者車両の写真・事故前の被告人の携帯電話使用状況・被告人の友人（事故前、直後に通話）の調書・被告人の事故前の立ち寄り場所と運転ぶりを示す写真・映像撮影報告書（トンネルまでの運転経路を再現）・立ち寄った信用金庫支店長の調書・物損事故を起こした相手側車両の運転手の調書・事故を目撃した後続の車の運転手の調書・被告人の尿の鑑定書・薬の処方状況・薬の効能書・被告人が自宅のゴミ箱に捨てた薬の空包みなどを提出した。

検察官の主張した事実は以下のようなものであった。

被告人は日頃から睡眠導入剤、風邪薬を服用し、医者からは薬を飲んだら運転しないようにいわれていた。事件の2日前に腸閉塞が悪化し、入院。事件前日の10月3日に退院したばかりだった。事件当日、知人が亡くなったため、葬儀にでかける友人に香典を渡さなくてはと11時ごろに車で外出する準備をし、目がうつろだったので妻が止めたにもかかわらず、車で出かけた。途中で寄った信用金庫では、足元をふらつかせ、今にもくずれ落ちそうな状態だった。信用金庫から出た後、蛇行運転を繰り返し、交差点を左折する際に駐車していたゴミ収集車に接触し、和光トンネルに進入する道路ではセンターポールにも接

触している。トンネルは長さ1820メートルの片側1車線で、トンネル進入後も何回か対向車線にはみ出し、ついに衝突に至った。

私が傍聴した公判日には、事故直後にトンネル内で事情聴取した警察官（検察官側請求証人）と被告人の妻（被告人側請求証人）が証言した。

警察官は、事故直後の被告人の様子を証言し、「<どちらから来たのか>と聞いたら、逆方向を示した。<なぜ蛇行運転をしたのか>と聞いたら<おぼえていません>（すこし間があつて）<睡眠剤>と答えた。小さな声でなにをいつているか、わからなかったが、<飲んだのですか>と聞くと<はい>、<いつ飲んだのですか>と聞くと<金曜日>と答えたので、事故日は火曜日なので、もう一度聞くと<1、2時間前>と答えた。<どのくらい飲んだのですか>と聞くと<1錠>と答えた」などと証言した。被告人の状況は目がうつろで焦点があつていない感じで、ふらふらして倒れそうだったと警察官は証言した。

被告人の妻の証言は、意識障害が4年前の2009年11月にすでに出ていたこと、10月3日にはゴミを出していないので、ゴミ箱にあった空包みは、4日朝捨てたものとはいえない（妻は、このとき、ゴミを出していないのに、出したと調書に書かれたと主張した）、事故当日、出かける前に「車の運転は私がやるから」といったら「いらん」と答え、歩き方は普通のように見えたこと、事故後にあったときは、目がとろんとして、口答えがチンプンカンプンで、別人のようにみえたことを証言した。

11月15日

論告求刑に先立ち、被害者遺族が、心からの謝罪がないのが悲しくつらい、被告人には正面から自分と向き合える場を与えてほしいと意見陳述した。

検察官は、尿から睡眠導入剤の成分が検出されて薬の影響は明らかであり、運転が困難なこともわかっていたとして、危険運転致死罪の適用、懲役6年を求刑した。

弁護人は、朝には睡眠剤を飲む理由がない、夜に服用した可能性はあるが睡眠後に意識障害になるという知識はもっていなかった、運転困難な状態を本人が認識していたとは考えられず危険運転致死罪の構成要件に該当しないとした。

11月22日 判決

午後3時に判決公判が開廷した。主文で、「懲役3年とする」と述べ、判決理由を裁判長が朗読した。判決は、①正常な運転ができないと被告人が認識していたかについて、信用金庫に立ち寄った時点ですでに相当の意識障害にあり、自分が異常な状態にあり正常な運転が困難であることを認識していた、②運転に薬物が影響していたかについて、尿から睡眠導入剤の成分であるハルラックが検出され、一過性の意識障害にあり、薬以外の原因が考えられないとして、弁護人の主張するかつての障害の影響であるとの主張を退けた。③薬を服用したかについて、事故直後の被告人の警察官への返事ぶりからも、自分の異変が睡眠導入剤に原因があると気がついており、睡眠導入剤をそれほど遠くない過去に服用したことがうかがえ、10月4日事故当日の朝方に睡眠導入剤ハルラックを服用したこと、朝食後に風邪薬であるホグスを服用したことは否定できないと判示した。

判決は、結論的に、自分の危険な運転が薬物の影響であることを被告人が認識していたとして危険運転致死罪を適用した。そして、危険運転致死容疑としては軽い事案に入るが、被害者が死亡しており、社会通念からしても、執行猶予が認められる事案であるとは思われないとして、執行猶予を否定し、3年の懲役刑の実刑を言い渡した。

判決文朗読の最後に、裁判長が、裁判員の意見を含めて、「おぼえていない、わかりませんませることなく、自らわかろうとする努力をしてください。罪を受け止め、被害者の遺族に謝罪できるようになってほしい。」と説諭した。

## ■【判決66】 強盗致傷、窃盗、銃刀法違反事件（男性・23歳）

被告人は、2013年6月11日未明、鹿屋市のガソリンスタンドで、男性従業員（当時63歳）の腹や背中を盗んだナイフで刺して重傷（全治3ヶ月）を負わせ、レジから鍵を奪い、数時間後に奪った鍵を使って、系列のガソリンスタンドの自動釣り銭機から約41万円を盗んだ容疑で起訴された。

12月9日 開廷

この事件から、中牟田博章裁判官の異動（福岡地裁小倉支部へ）のため、裁判長が安永武央裁判官になった。

被告人は起訴事実を大筋で認めたが、傷害の程度については、被害者の内臓

の損傷は直接の暴行で生じたものでないと一部否認した。

12月13日 判決

検察官は懲役12年求刑したが、判決は、内臓の損傷という死亡したかもしれない重度のけがを負わせた、この損傷は被告人の暴行以外に原因は考えられない、被害者は後遺症の不安を抱え、治療日数だけでは評価できない重大な被害をうけたとして、9年の懲役刑を言い渡した。

#### ■【判決67】 強盗致傷及び住居侵入事件（男性・41歳）

被告人は、2013年1月1日午後8時すぎ、窃盗目的で忍び込んだ薩摩川内市の女性宅で物色中に、帰宅した女性と鉢合わせになり、「金を出せ」などと言って現金を要求し、頭や顔を殴った容疑で起訴された。女性は肋骨骨折など全治2カ月のけがをした。このほか、阿久根市などで空き巣をしたとして5件窃盗罪などでも起訴されており、合わせて審理された。

12月17日 開廷

被告人は起訴事実を認めた。

12月18日

検察官は鹿児島、東京、千葉で職業的に盗みを繰り返し、その態様は悪質であり、再犯可能性はきわめて高いとして懲役10年を求刑した。

弁護人は、他の空き巣事件で逮捕された以後は犯行を反省し、強盗致傷の事件について自首し、本当に反省し一から出直す気持ちがあると主張した。

12月20日 判決

判決は、常習的に盗みを繰り返し、そこから強盗致傷を起こした責任は重い。逮捕後に強盗については自ら供述したが出頭ではなく刑を減軽できる幅は小さいとして、7年の懲役刑を言い渡した。

2014年

#### ■【判決68】 傷害致死事件（女性B・50歳、男性C・52歳、男性D・48歳）

「曾於市傷害致死事件」のもう一つの裁判員裁判である。被告人Bは傷害致死罪について無罪を主張し、被告人C、Dは共謀を認めず暴行罪のみの適用を

主張したため、被告人Aとは分離公判となった（【判決61】）。被告人Aは懲役7年の刑が確定していた。

曾於市の寺の住職である被告人B（僧侶）、その夫である被告人C、Cの弟である被告人Dの容疑は、共謀して、2012年12月29日ごろから11回にわたって、被告人Aの元夫である被害者を踏みつけたり蹴ったりして、2013年1月25日に死亡させたという内容であった。

2013年、2014年の両年に行われた裁判員裁判としては、もっとも長期にわたる事件となった。

1月20日 開廷（裁判員は男性4人、女性2人）

検察側は、被告人Bの寺で布施がなくなったトラブルを理由に被害者に暴行を受けていたと改めて主張。被告人三人はトラブルに憤り、現金を回収しようとして暴行を加えたと指摘し、トラブルが全員の関心事であり、共謀関係にあったとした。

被告人Bは自らの暴行について目撃証言などが無いことを挙げて暴行を否定、無罪を主張し、被告人C、Dは暴行罪のみの適用を主張して、共謀に関する起訴事実を否認した。

被告人Aが被害者に暴行したことはすでに確定判決で認定されていた（【判決61】）が、他の3人がこの暴行にいかに関与したかが争点となった。

検察官は、共謀の成立には、意思を通じ合っていたか、自分の犯罪として暴行を加えたかがポイントであるとして、被告人三人の間には盗みを行った被害者に対する憤りがあり、暴行に及んだこと、「どこにあんのよ」「盗んだ金をどこへやった」などと被害者を被告人らが問い詰めたとする被告人Aの証言から、四人いっしょになって暴行に関与したこと、交互に止めようともせず被告人Aに暴行を加えるように指示したこと、被告人Bが杖でついたり、線香の火を押しつけたりと四人の中心になって被害者を追い詰めた行為はまさに自分の犯行として暴行を加えたものであり共謀にあたるとした。

被告人Bの弁護人は、この暴行は被告人Aが行ったもので、被告人Bは杖でついたり、線香の火を押しつけようとしたこともないと主張した。また被告人C、Dの弁護人は、1月25日の死にいたらしめた暴行に関与していたことを証明する確実な物的証拠がなく、被告人Aの証言は不確かで信用できないと主張

した。

傍聴した感想をいうと、被告人Bを主に担当した弁護人は、裁判員裁判を強く意識していたようで、裁判員に向かって、「裁判員のみなさんがこんな裁判にくさびを打ち込んでほしい」と述べるなど、かなりのパフォーマンスを示した。いままで傍聴した裁判員裁判の中ではその『派手さ』はかなり印象的なものだった。ただし、被告人らが楽しく話しているテープがあると述べた場面では検察官に証拠として出されていないと指摘され、裁判長が裁判員に「今の発言に意味はない」と取り消す場面や、被告人C、D担当の若い弁護人が「法廷に出てきていない事実によると……」と弁護して（傍聴していた私も、その意味がわからなかった）、検察官から当然異議がでた場面など、やや弁護の荒さも目立った感じがしたが……。

2月3日

検察官は、被告人Aが懲役7年の刑に処せられたことも挙げて、3人の被告人に懲役10年を求刑した。

弁護人は、Bは無罪、CとDには暴行罪のみで懲役2年執行猶予5年がふさわしいと述べた。最後に被告人三人が発言したが、無罪を争っていたBも小さな声で「申し訳ありません」というだけだったので、やや意外な感じがした。C、Dは「暴行を加えてしまい、申し訳ありません」と述べた。

2月10日 判決

判決は、争点となった共謀について被害者が被告人Bの寺から金を盗んだとして三人が腹を立て、「一貫して被害者の盗みを追及しようと思いを通じ合っていた」ものであり、暴行の共通の目的だった、と指摘して共謀を認めた。そのうえで思うような答えが出るまで暴行を繰り返し、動機に酌むべき事情はないと判示した。

無罪を主張していた被告人Bについて、直接暴行していないことは認めつつも、寺の責任者として止められる立場にありながら、暴行を利用して積極的・中心的に追及したとして、他の二被告人よりも責任は重いとして9年の懲役刑を言い渡した。被告人C、Dには8年の懲役刑を言い渡した。

被告人Aに対する判決は「被告人Aは共犯者に抗いがたい立場にあり、主体的に加担したと評価するのは酷」と認定しており（【判決61】）、裁判官は異なっ

ているとはいえ、派手に無罪を主張した弁護人はこの事実認定をくつがえすだけの証拠を提起できなかった。

その後、控訴したとの報道は確認できていない。

## ■【判決69】 傷害致死事件（男性・49歳）

被告人は、2013年7月、同じ団地に住む被害者（男性67歳）が団地の共益費を使いこんだと疑い、三人の男と共謀して監禁し顔を殴るなどの暴行を加え、男性を脳障害で死亡させた容疑で起訴された。

2月17日 開廷

被告人は、検察側が冒頭陳述で指摘した暴行の内容について一部否認した。

検察官は右目近くを踏みつけるように蹴ったと指摘したが、被告人は「右のこめかみのあたりを軽く蹴った覚えがある」と述べた。

弁護人は、被害者は別の共犯の三人の男の暴行により死亡した可能性が高いと主張した。共犯とされた「三人の男」というのは男性A（39歳）、男性B（45歳）、男性C（37歳）の3人で、いずれも被告人と共謀して、7月18日、知人宅にいた被害者を無理やり車に乗せて連れ去り、被害者の部屋に7月20日正午頃まで約40時間監禁した。Aは監禁中に被害者を殴った容疑も加えて、逮捕監禁及び暴行容疑で起訴され、BとCは逮捕監禁の容疑で起訴された。2013年10月16日、鹿児島地裁（安永武央裁判長）は、Aに懲役1年6ヶ月の実刑（求刑懲役2年）、Bに懲役1年2ヶ月執行猶予3年（求刑懲役2年）、Cに懲役1年執行猶予3年（求刑懲役2年）の判決を下していた。共犯者に対する判決は裁判員裁判ではない。裁判所は、A・B・Cを逮捕監禁罪及び暴行罪で有罪と認定しているので、被害者はAの暴行により死亡した可能性が高いとする弁護人の主張は、最初から裁判所も採用しないであろうことが推測された。

2月19日

検察官は、捜査段階で被告人が被告人は右のこめかみあたりを蹴ったと話しており、死につながる暴行であったとして懲役9年を求刑した。

2月25日 判決

判決は、起訴事実どおりに認定し、死因はAによる暴行で被告人の暴行が死因である可能性は低いとする弁護人の主張を退け、被告人の暴行の他に死につ

ながら暴行はないとして、6年の懲役刑を言い渡した。

### ■【判決70】 傷害致死事件（男性・42歳）

被告人は、2013年9月7日午前10時頃、自宅で介護していた母親（当時73歳）の発言に激高し、腹のあたりを数回踏みつけ、約2時間後に外傷性ショックで死に至らしめた容疑で起訴された。

3月11日 開廷

被告人は起訴事実を認めた。検察官は、遅くとも事件の2年前から日常的に母親に暴行を加えていた、行政などの介護の申し出も断り非難の程度は大きいと冒頭陳述した。

弁護人は、単独の介護で絶望していた、父の手術失敗で病院に不信感があったことから病院に預けず、また他人に頼るのも苦手だったために援助を拒否した、と反省の弁をのべた。

3月12日

検察官は懲役6年を求刑した。日常的に暴行を加え、母が足を骨折しても病院に連れて行かなかった、介護ストレスが原因とは考えられない、親族からの救いの手にも応じず同情できる点は乏しいと論告した。これに対して弁護側は、被告人が介護を一手に引き受け、大きなストレスを抱えていたことや、自ら119番通報したことを挙げ、執行猶予付きの判決を求めた。

3月14日 判決

判決は、介護ストレスが一因といえるが暴行は介護のいらだちの表れとして強すぎる、周囲にも助けを求めるなどの対策をとっていないとして、4年の懲役刑を言い渡した。

裁判官は、判決朗読のあと、裁判員を含めた意見として、あなたと暮らしたがついていた母の思いを忘れずに、罪を償ってほしいと説諭した。

### ■【判決71】 強盗致傷及び強制わいせつ事件（男性・53歳）

被告人は、2013年8月30日早朝、鹿児島市内の路上で、通行人の女性の首を絞めて転倒させ、けがを負わせ、現金約6200円と眼鏡などが入った紙袋（時価約2万1100円相当）を奪った容疑、そのさい、女性の体に触るなどわいせつな



行為を行った容疑で起訴された。

3月19日 開廷

被告人は、起訴事実を認めた。

検察官は、路上生活から抜け出そうとして、誰かから金を奪おうと考えた犯行だと冒頭陳述した。

これに対し、弁護人は、凶器を使っておらず、けがは軽く危険性は低いと主張した。

3月25日 判決

検察官は懲役6年を求刑したが、判決は、人の気配のない場所で現金をもっているように思われる女性を狙うなど強い犯罪の意思が認められるが、前科はなく暴力的な犯罪に再び及ぶおそれは乏しいとして、4年の懲役刑を言い渡した。強盗致傷罪の法定刑の下限6年を下回った。

#### ■【判決72】 傷害致死事件（男性・73歳）

被告人は、2013年8月19日から20日午前10時10分ごろの間に、同居していた妻（事件当時72歳）の肩を踏みつけるなど暴行を加え、外傷性ショック死させた容疑で起訴された。

4月21日 開廷

被告人は起訴事実を認めた。

検察官は、体調のよくなかった妻に病院に行くように促したが応じないため不満に思っただち度のない妻を何度も踏みつけるなどの強い暴行を加えた、妻を死に至らしめた結果は重大で同情すべき点はないと主張した。

弁護人は、被告人は反省しているし、家族も許しているとして執行猶予付きの判決を求めた。

4月24日 判決

検察官は懲役5年を求刑したが、判決は、飲酒による自制心の低下により暴行の程度が危険なものになった、自らを律すべきであったとし、3年の懲役刑を言い渡した。最後に、裁判員の意見を含めたものだとして、「罪を償い、余生を大切に、妻の分まで生きてほしい」と説諭した。

### ■【判決73】 傷害致死事件（男性・36歳）

被告人は、2013年6月18日午後4時30分から50分ごろ、同居していた父親（事件当時65歳）の顔を殴るなどして転倒させ、傷を負わせた疑いで起訴された。父親はくも膜下出血を併発し、翌19日脳障害で死亡した。

5月8日 開廷

被告人は、正当防衛を主張し、起訴事実の一部を否認した。

5月12日

検察官は、過剰防衛であったとし懲役3年を求刑した。

5月16日 判決

判決は、被害者である父親がくも膜下出血になった暴行について、父親と口論していきなり押し倒され、首のあたりを押さえられた、自分より腕力の強い父親の暴行から逃れるために強い反撃が必要だったとして、被告人の正当防衛を認め、暴行罪だけを認定して、傷害致死罪については無罪とし、罰金10万円を言い渡した。

検察官は控訴期限にあたる5月30日、控訴しないことを明らかにした。被告人も控訴しなかったため、暴行の罪で罰金10万円とした地裁判決が確定した。

### ■【判決74】 強盗殺人事件（男性・50歳）

2013年7月4日午後3時40分ごろ、鹿児島県始良（あいら）市で女性（当時61歳）が自宅で頭から血を流して倒れているのを知人が見つけ、119番通報し、消防が駆け付けたが、すでに死亡していた。鹿児島県警は殺人事件として捜査本部を立ち上げた。

10月20日、県警は同市在住の無職の男性を殺人の疑いで逮捕した。県警によると、男性は昨年3月、アパートを経営していた被害者にリフォーム業者を紹介して知り合い、借金の返済に困っていて、金が欲しかったから殺害したと供述して容疑を認めたという。

被告人は、2013年7月4日午後0時55分から1時15分にかけて、被害者の自宅を訪ね、借金を申し込んだが断られたので、再度訪問したさい、持っていった金属製ハンマーで被害者の後頭部を数回殴り、現金を約9万2千円を奪い、

被害者が声を出したので台所にあった包丁で被害者の首を数回刺し失血死させたという容疑で、2013年11月20日起訴された。

公判前整理手続きを経て裁判が始まるまでに約7カ月を要した。

5月19日 開廷

被告人は起訴事実を認めたが、ヤミ金融から12万5千円を借り、利息分約60万円を返済したが、なお返済が遅れたら何をするかわからないぞと返済を催促され、家族に危険な思いをさせたくなくて追い込まれていたと弁明した。

5月20日

検察官は、ヤミ金融の催促について誰にも相談せず犯行に及び、動機が短絡的であって明確な殺意に基づく残忍な犯行だとして無期懲役を求刑した。

弁護人は、被告人はヤミ金融の取り立てに精神を支配されていた、深く反省しており更生の可能性もあるとして、有期刑が相当と陳述した。

5月22日 判決

判決は、犯行について借金を申し込んだが断られたため強盗殺人を決意したものであり、金属製ハンマーで少なくとも被害者の後頭部を8回殴り、包丁で少なくとも5回刺し首を貫通させた非常に執拗で危険な行為であった、ヤミ金融の執拗な取り立てで精神的に追い詰められて犯行に及んだが妻に相談するなどの他の方法はあった、自分本位の性格や判断が大きく影響した犯行で厳しい責任と非難を受けるべきで減刑に値しない、として求刑通りの無期懲役刑を言い渡した。

判決文の概要を言い渡した後で、裁判長は、「尊い命、遺族の未来を奪った現実に向き合い、反省の思いを風化させることなく償ってほしい。本当に誤らなければならないのは〇〇さん（法廷では被害者の実名を挙げた）に対してである。〇〇さんに償い続けてほしい。」という裁判員からのメッセージを代読した。

鹿児島地裁では2件目の無期懲役刑の言い渡しとなった。

## ■【判決75】 保護責任者遺棄致死及び死体遺棄事件（女性・29歳）

被告人は、2013年2月12日、トイレで子どもを出産したが、同居している家族に知られることを恐れて、自分の部屋に放置し、2月13日から15日までの間

に栄養不良で衰弱させ、遺体をバスタオルにくるんでバッグに入れクローゼットに隠した容疑で起訴された。

6月16日 開廷

被告人は起訴事実を認めた。弁護人は、出産した当日に亡くなったと誤って判断したもので、その後、毎日、亡くなった子の供養に努め、深く反省していると弁護した。被告人は、出産直後、頭がまっしろになった、子どもを大事にすべきだった、親に相談しないといけなかった、と述べた。

検察官は、被告人は出産の2日後まで子どもが生存していたことを認識していたにもかかわらず授乳も医者にもみせていない、親への相談や119番通報をせず、遺体をタオルに包むなどしてクローゼットに隠しており、犯行は悪質として子どもの尊厳を無視した犯行であると冒頭陳述した。

6月17日

検察官は、懲役4年を求刑した。

弁護人は、出産から数時間後に子どもが死んだと判断するまでバスタオルに包んで添い寝するなど自分なりに保護しようとした、深く後悔しており社会での更生は可能である、として、執行猶予付きの判決を求めた。

6月20日 判決

判決は、家族に助けを求める、119番するなど必要な措置をとらずに子どもを死なせた行為は悪質だが、子どもを救えたはずなのに死なせてしまったことを反省しており、更生可能性は比較的高いとし、懲役3年執行猶予4年の刑を言い渡した。

## ■【判決76】 現住建造物等放火、住居侵入、重過失致死事件（男性・77歳）

被告人は、2013年1月21日午前3時から3時25分ころ、屋久島にある隣人で親族の男性方の木造2階建て住居などに侵入し、合計4棟に灯油をまき、火をつけ、男性（当時54歳）とその兄（当時58歳）の二人を焼死させた疑いで起訴された。

6月30日 開廷

被告人は起訴事実をおおむね認めたが、はっきりとは覚えていないと述べた。弁護人は起訴内容については争わない姿勢を示した。

検察官は、被害者である男性が申し立てた強制執行で自宅を奪われることになり、その恨みを晴らし、また以前から自分の悪口を言っていると思っていた近隣住民に仕返ししようと考え、犯行に及んだと、犯行動機を冒頭陳述した。

弁護人は、長年過ごした自宅の強制執行が迫ってきたので途方に暮れていた、ぼやを起こせば強制執行が中止あるいは延期になると考えた、全焼させるつもりはなかった、近隣住民も自分の悪口を言うのをやめると考えた、と弁護した。

7月2日の第3回公判では、精神鑑定を行った医師の証人尋問と被告人質問があった。被告人の精神鑑定を行った医師は、被告人が近隣住民や友人から悪口を言われていると妄想する持続性妄想性障害と診断したが、2人が死亡した放火についてはその障害の影響はなかったと否定した。犯行を覚えていないと被告人が繰り返し述べていることについて持続性妄想性障害によって記憶がなくなることはない、自己保身のために覚えていないといっている可能性がある、と証言した。

7月3日

検察官は、2人を死亡させ、多くの近隣住民の生命・身体に危険を与え、動機も理不尽であると懲役22年を求刑した。

弁護人は、自宅の強制執行が中止か延期になると考えて、とっさに思いついた犯行で計画性はない、全焼させることを目的とした犯行ではなく、放火した4棟のうち2棟はボヤで終わっているとして、情状酌量を求めた。

被害者家族は、「悔しい」「家族は全員死刑を望んでいる」と述べた。

7月9日

判決は、被告人に懲役20年の刑を言い渡した。

被告人は、住民が就寝している深夜、いずれも灯油を用いて、半径約100メートルの木造住宅密集地において、次々に4件放火しており、放火対象となった住人の生命、身体、財産はもとより、その近隣住民の生命等に与える危険性も極めて高い行為といえる。

本件各放火の状況や態様からして、被告人が小火に留めるつもりであったとは到底考えられない。

被告人は、長年住み慣れた自宅を追い出されるという追い詰められた心理状態にあり、そうした心理状態にあったにせよ、あえて男性宅に放火するという

攻撃的な手段をとった主な目的は、強制執行を申し立てた男性らに対する報復であったと認められる。男性らは、その両親が被告人から重傷を負わされても、法律を守りながら強制執行の手続をとっていたのであり、そのような何ら落ち度のない男性らに報復するというのは、まさに逆恨みというべきで、強い責任非難をすべきである。

また、被告人は、持続性妄想性障害により、第一、第二、第四の放火の被害者らから、自分は犯罪者であるなどの悪口を言われているとの妄想を抱いていたが妄想だけで放火に及んだとは理解できない。被告人自身の自己中心的で短絡的な性格の影響が大きい。したがって、第一、第二、第四の放火に及んだ被告人に対する責任非難を弱めることはできず、なお行為の危険性や結果の重大性に相応する責任非難をすべきである。

以上のような放火の危険性の高さと結果の重大性、責任非難の強さからすれば、本件は、現住建造物等放火の事案の中でも特に重い部類に属する事案である。

また、被告人の被害者に対する謝罪の態度に疑問があることや、元来、自己を正当化する自己中心的な性格の持ち主であることからすれば、現在77歳と高齢で、今後自宅を失い、別の場所で生活することを余儀なくされることなど再犯のおそれを弱める事情があることを踏まえても、刑を軽く修正するほどの更生可能性があるとは認められない。

そこで、被告人がしたことに見合った責任として、懲役20年の刑を科すのが相当と判断した。(裁判所ウェブサイトにて全文が掲載された判決文の要約)。

被告人は判決を不服として控訴した。2014年10月17日に福岡高裁宮崎支部で控訴審の第一回公判が開かれたところ、被告人は原審では起訴事実を認めていたが、一転して無罪を主張した。弁護人は、原審判決が火災現場と自宅のまきの切断面が一致したことで被告人の犯行と断定した点について、まきには色がつけられているように見えるなど不自然な点があり、証拠として採用するのは不当であると主張した。

10月28日、福岡高裁宮崎支部であった。岡田信裁判長は「原判決に事実誤認はない」と控訴を棄却した。被告人は10月28日付けで最高裁に上告したが、最

高裁第二小法廷（千葉勝美裁判長）は2015年1月28日付けで上告趣意書に記載された申し立ての理由が刑事訴訟法405条所定の理由にあたらなとして上告を棄却する決定をした。

この決定に対して、被告人は2月3日までに刑事訴訟法386条2項により異議を申し立てた。判例上（最高裁1961（昭和36）年7月5日刑集15巻7号1051頁）、決定の内容に誤りがあることを発見した場合に限り異議申し立てができることになっている。申し立てが認められなければ、懲役20年とした有罪判決が確定する。

#### ■【判決77】 現住建造物等放火事件（男性・80歳）

被告人は、2013年1月1日午前3時から3時25分ころ、徳之島にある自宅にガソリンをまいて、全焼させた疑いで起訴された。

7月14日 開廷

被告人は起訴事実を認めた。

7月18日 判決

検察官は、懲役5年を求刑したが、判決は、認知症や多量の飲酒が影響しているとしつつ、自宅周辺に住宅は密集してはならず、同居する妻や長男がいないと分かって放火したもので、人命などに与える危険性や悪質性は低いとして、懲役3年執行猶予4年の刑を言い渡した。

#### ■【判決78】 殺人事件（男性・60歳）

被告人は、2014年5月30日、南さつま市の自宅で同居する寝たきりの母親の首にひもを巻いて締め付け、頸部圧迫により窒息死させた疑いで起訴された。

9月16日 開廷

被告人は起訴事実を認めた。

9月17日 検察官は、殺害は人生への絶望感による自己中心的な動機で酌むべき事情はないとして、懲役10年を求刑した。

心中が目的で悪質性は低く、自殺すると寝たきりになる母親を世話する人がいなくなり、かわいそうだと思ったと被告人は陳述し、弁護人は懲役5年が相当と弁論した。

9月19日 判決

判決は、無理心中しようと、30分あまり首を絞めて殺害したことは悪質で、同情すべき要素が多いとはいえないとして、被告人の主張を退け、自己中心的な性格による身勝手な判断であった、自殺をやめて母親が治療を受けられるように努力すべきであった、として8年の懲役刑を言い渡した。

## ■【判決79】 殺人事件（男性・54歳）

被害者（61歳の女性）は鹿児島市内の自室で頭から血を流しているところを発見され、意識不明の重体となったが4日後に死亡した。鹿児島県警は当初、室内のタンスが開けられていたことなどから、強盗傷害事件として調べたが、盗まれた物が特定できず、頭の骨が折れるなど強い力で殴られたような複数の傷があることから、殺人未遂容疑で調べ、加害者に殺意があったとみて、容疑を強盗傷害から殺人未遂に切り替え、2013年12月21日、鹿児島中央署に捜査本部を設置した。

鹿児島県警は被害者の知人の男性に任意で事情を聞いたところ、殺害したことは間違いないと自供し、県警が男性の自宅と車を搜索し、容疑が固まったことから、2014年2月22日逮捕した。

容疑は、被害者の知人の男性が2013年12月17日午前0時30分ころ、鹿児島市内の市営住宅1階の被害者の自宅で61歳(当時)女性の頭と顔を金属製ハンマーで数回殴って、殺害したというもの。

被告人は殺害を認め、凶器を川に捨てたと供述したので、県警は搜索したところ、供述どおりに近くの川でハンマーのような鈍器を回収した（2014年2月22日）。

鹿児島地検は2014年3月15日、男性を殺人罪で起訴した。起訴から公判前整理手続きを経て裁判員裁判の開始まで約7カ月を要した。

10月6日 開廷

被告人は起訴事実を認めた。検察官は、被告人が日頃から被害者の女性から定職に就かないと小言を言われつづけ、不満を募らせて、その年の夏ごろ殺意を抱くようになり、金属製のハンマーを事前に用意し、他の窃盗犯の犯行とみせかけるためにタンスの引き出しを開け別の靴をはいて室内など歩き回るなど



犯行には一定の計画性があった、と冒頭陳述した。

一方、弁護人は、被害者への怒りには波がある状態で具体的に殺害を考えたことはなく、物取りの犯行に見せかけることはとっさに思いついたことで、当日女性の言葉にいつになく激しく立腹し、自分を抑えきれないまま凶行に及んだ、と計画性を否定した。

被害者の家族が証人として「裁判の常識とは関係なく、厳しい処罰を望んでいる」「母はもう戻ってこない。被告には、死以上の苦しみを死ぬまで味わってほしい」「母は温かいご飯も食べられず、大好きな旅行にも行けない。親や子の顔を見ることも奪われた。でも、被告はこれから何もかもできる」と意見陳述した。

10月7日

検察官は懲役18年を求刑した。

被告人は、事件後すぐに110番していたら助かったかもしれないと後悔している、命あるかぎり被害者の冥福を祈りたいと最後に述べた。

10月9日

判決は、争点となっていた犯行の計画性について認め、殺すことを想定して様々な準備をし、殺すに至った態度は被害者の命を軽視した非常に自己中心的なものとして、14年の懲役刑を言い渡した。

## ■【判決80】 現住建造物等放火事件（男性・51歳）

被告人は、2013年11月4日午後9時30分頃、ガストーチを使って自分の部屋のカーテンに火をつけ、木造平屋建ての住居を全焼させた。

10月14日 開廷

被告人は起訴事実を認めた。検察官は冒頭陳述で、被告人は一人で酒を飲む生活を送っていて、将来を悲観して自殺を考えるようになり、ガストーチで自分の部屋のカーテンに火をつけたが、呼吸が苦しくなり逃げた。同居していた被告人の母親は物音で火災に気がつき難を逃れた。弁護人は、衝動的な犯行で母親にもけががなかったと情状酌量を求めた。

10月15日

検察官は懲役5年を求刑した。

10月17日

判決は、母親が逃げ遅れる可能性が高かったとはいえ、自殺目的の突発的な犯行で、非難の程度は軽いとして、懲役3年・保護観察付き執行猶予5年を言い渡した。

## ■【判決81】 現住建造物等放火事件（男性・49歳）

被告人は、2014年4月21日午後11時から22日午前3時頃、自宅において姉のパソコンのコンセントにライターで火をつけ、天井や柱など約5.38平方メートルを焼損させた容疑で起訴された。

11月4日 開廷

被告人は起訴事実を認めた。

11月5日

検察官は懲役5年を求刑した。

11月7日

判決は、家族への憎しみを募らせ、姉のパソコンから出火すれば姉の責任になると考えたのが犯行の動機であったが、結果は住居の一部焼損にとどまり、周辺住民の安全が害されたとはいえないとして、3年の懲役刑・保護観察付き執行猶予5年を言い渡した。

## 二 2013・2014年の鹿児島地裁における裁判員裁判の特徴について

### 全体的な特徴

2014年5月21日、裁判員裁判制度が開始されてまる5年が経過した。最高裁は、2009年5月から2013年3月末までの集計を発表した。全国では裁判員に3万6837人、補充裁判員に1万2597人が選任された。判決が言い渡された被告人は6396人だった。死刑判決が21人、無期懲役刑が134人、一方、無罪判決が34人に出された。そのうち鹿児島地裁では、裁判員426人、補充裁判員が193人。判決が言い渡された被告人は87人だった。無期懲役刑が1人、一方、無罪判決

が1人に出された。死刑判決はなかった。

2013年には鹿児島地裁で扱った裁判員裁判の数は11件、2014年は14件だった。2010年15件、2011年19件、2012年19件だったことと比較してやや少なくなった。2013年～2014年の期間には、それまで年間3、4件程度あった強姦致傷事件が1件もなかったことが関係しているかもしれない。この種の事件が裁判員裁判にならない強姦事件として処理される傾向が強いことが指摘されている。

### （1）否認事件

本稿の問題関心の1つである「裁判員裁判と冤罪」という観点から、被告人が起訴内容を否定して無罪を争った否認事件が注目される。

【判決73】では傷害致死罪の認定による求刑が否定された。この事件は、父親に対する傷害致死罪の容疑で起訴された事件であったが、判決は被告人の正当防衛を認めて、傷害致死罪の容疑については無罪とし、暴行罪のみを適用して罰金10万円の判決を言い渡した。検察官は過剰防衛であると主張したが、裁判官・裁判員は、被害者である父親が被告人より腕力が強く、父親との口論中にいきなり押し倒され首付近を押さえられたため、反撃を余儀なくされた事実を重視したようである。南日本新聞には判決について4段組でやや大きな記事が出たが、この判決後、裁判員に対する恒例の記者会見はなかったのであろうか、裁判員の「市民感覚」が働いたせいなのか、もっと知りたいところである。

無罪を主張した全面否認事件は【判決63】【判決68】であった。

【判決63】事件では、被告人は一貫して無実を主張した。傍聴したかぎりでは、被害にあった品物が被告人の自宅から押収されている事実などから、「冤罪」の可能性は少ないのではないかと感じた。有罪判決の後、即日控訴した。

【判決68】事件は、傷害致死事件の中心的人物と目される僧侶である被告人Bが暴行を加えた事実はないと無罪を主張した。共犯とされた被告人C、Dは被害者に暴行した事実は認めたが、被害者を死に至らしめた傷害についての共謀を否定し暴行罪のみの適用を求め一部無罪を主張した。判決はこれらの主張をいずれも退け、懲役刑の有罪判決を下した。法廷では被告人Bは無罪を毅然と主張する様子はなく、公判の最後に「申し訳ありません」と小声で述べていた。被告人のいずれも控訴手続きを取ったとの報道はなく、判決が確定した

模様。

その他は、犯罪事実を認める一方、危険運転致死罪・強盗傷害罪などの起訴内容について、その罪に該当せず、業務上過失致死罪・暴行罪の適用を主張し、一部否認した事例であった【判決65】【判決66】。

## （２）控訴審での破棄判決

鹿児島地裁での裁判員裁判で判決が出された後、判決を不服として、福岡高裁宮崎支部に控訴して、高裁で判決がでた事件もいくつかあった。

とくに注目されるのは、鹿児島地裁での裁判員裁判による判決（2012年2月27日）が破棄された事件である。この事件については【判決40】で紹介した。

事件の概要は、屋久島町の男性社長（当時73歳）が窒息死し、栃木県の井戸から遺体が見つかった事件である。主犯格である男性Aと被告人の二人は2009年5月30日、屋久島町の被害者の別荘で、被害者の体を縛って口をテープでふさぎ旅行鞆に押し込み、車のトランクに監禁して死亡させ、6月2日、被害者の死体を栃木県内の小学校跡地の井戸の中に投げ込み、遺棄したという容疑であった。

主犯格である男性Aに対しては、逮捕監禁致死罪及び死体遺棄罪で懲役14年の刑が鹿児島地裁（裁判員裁判）で2010年10月29日に言い渡され（【判決17】）、控訴しなかったため、罪が確定し、現在は受刑中である。

共犯とされた被告人は同様に逮捕監禁致死と死体遺棄の罪に問われたが、被告人は逮捕監禁致死と死体遺棄の両方の罪について無罪を主張したので、主犯格の受刑者Aとは公判が分離された。そして鹿児島地裁（裁判員裁判）で4年6月の懲役刑を言い渡され、被告人は即日控訴した。

原審・鹿児島地裁同様に控訴審でも、被告人は逮捕監禁致死と死体遺棄の両方の罪について無罪を主張した。

福岡高裁宮崎支部（原田保孝裁判長）は2014年3月4日に、原審・鹿児島地裁の判決を破棄して、「被告が関わったという客観的な裏づけ証拠がない」として死体遺棄罪について無罪とし、逮捕監禁致死罪についてののみ有罪を認めて、懲役3年6月に減刑した。検察官は上告期限の3月18日までに上告せず、被告人は15日付けで上告したが、その後取り下げ、判決は確定した。

逮捕監禁致死について原田裁判長は、共犯の男が1人で被害者を縛りトランクに載せることは困難で被告人の協力を求めたとしか考えられず、これに沿う男の供述は十分信用できると判断する一方、死体遺棄については「被告が死体遺棄の共犯であることについては、合理的な疑いが残る」と結論づけた。

福岡高裁宮崎支部の一部無罪判決と鹿児島地裁（裁判員裁判）の全面有罪判決とで結論を分けたポイントは共犯者（主犯格）の男性の供述の信用性である。

原審・鹿児島地裁の公判廷において、証人として尋問された共犯者Aは「いろいろな事情があって、今は話すことができない」、「捜査段階の供述には、真実ではない部分がある」などと述べた。そのため、本件では、捜査段階及び共犯者A自身の公判における供述の信用性が、争点判断の中心となった。

この事件にあっては、死体遺棄の犯罪行為への被告人の関与について直接証拠がなく、状況証拠それに共犯者Aの捜査段階の供述及び別件で裁かれた共犯者A自身の公判における供述で判断せざるをえなかった。そうした難しい判断が裁判員に要求されたケースであった。

### （3）量刑

執行猶予付き懲役刑の判決が2013年は2件、2014年は4件とほぼ例年の件数（2011年6件、2012年5件）であった。**【判決59】**は母親による我が子の殺人未遂事件、**【判決73】**は認知症の妻に対する殺人未遂事件、**【判決75】**は出産した乳児の遺棄事件である。いずれも一般市民からなる裁判員にとって同情を余儀なくされた事例であったかもしれない。その他はいずれも現住建造物放火罪事件（**【判決77】****【判決80】****【判決81】**）で自宅に火をつけて全焼・半焼させた事件であった。法令上（刑法108条）最高刑が死刑なので裁判員裁判の対象となるが、2011年にも1件が執行猶予付き懲役刑の判決となっており、**【判決76】**のように他人を死に至らしめるような悪質な事件であればともかく、裁判員の負担などを考えれば立法的に裁判員裁判の対象から外すなんらかの工夫が必要なのかもしれない。

検察官の求刑どおりが1件（無期懲役）、判決の懲役期間が求刑の90%以上が3件、80以上が4件、70%以上が7件、60%以上が3件、50%が3件であった（同一事件でも被告人ごとに算出）。

無罪判決はなかったが、先に述べた【判決73】では懲役刑が否定され、暴行罪のみの適用で罰金刑が科された。事実上の無罪判決といってもよい。

50%つまり求刑の半分になったのは、二人の男が青年を殴って3000円相当を奪った【判決64】と危険運転致死罪が初めて適用された【判決65】である。【判決65】では被告人は病弱そうな高齢者（69歳）であり、病気療養中の薬の服用を誤ってもうろうとしながら自動車を運転してしまい死亡事故を起こした事件であった。傍聴していて、裁判員も実刑に処すべきか悩んだのではないだろうかと推察した。

#### （４）裁判員の負担～裁判の期間～

最高裁の集計によると、公判開始日から判決日までの審理期間は、2009年平均3.7日、2013年が8.1日、2014年が9.3日と年々長くなる傾向を示している。

2013年、2014年の鹿児島地裁の裁判員裁判では最長（開廷日から判決日まで）が22日間（【判決68】）、最短が3日間（【判決57】【判決60】【判決71】）であった。平均すると5.8日と全国的よりも短い傾向を示している。総じて、否認事件や被告人が複数の事件、適用法令などに争いがあるやや複雑な事件（【判決65】、【判決68】、【判決76】など）では長期にわたる傾向が見受けられる。しかし、2013・2014年はそのような事件があまり多くなく、起訴事実を認めた大半の裁判員裁判は4、5日間で終了した。

裁判員候補者に選出されたが辞退した人の割合については、最高裁の資料によると2009年が53.1%だったのに対して、2014年が66.1%と、裁判員裁判全体として辞退者が増加する傾向にある。しかし、鹿児島地裁での裁判員裁判の辞退率等は公表されておらず、裁判員制度開始直後は裁判所から情報を提供されて辞退者数などを把握できたが、開始5年目ともなると新聞記事にまったく掲載されなくなったので確認することができなかった。裁判所が情報提供しているのかどうかもわからなかった。裁判員裁判の今後にかかわる重要な問題だけに辞退者数、辞退理由を開示することは重要なことであると考える。

#### （５）裁判員裁判についての報道

裁判員裁判についての報道は裁判員制度の開始時の報道とは異なり、通常の裁判員裁判該当事件については、公判開始、求刑および判決についてベタ記事として取り上げられるにすぎなくなった。2014年は裁判員裁判が始まって5年が経過し、南日本新聞は11月13日から「市民法廷5年 かがしま裁判員裁判」と題して5回の特集連載記事を載せている。取り上げたテーマは①市民感覚、②評議、③衝撃的な証拠、④性犯罪、⑤更生である。

殺人事件として県内重要事件と注目された【判決74】、【判決79】などは新聞・放送など報道で大きく取り上げられた。

【判決74】は「始良女性殺害事件」として、事件発生から大きく報道された。

地元紙・南日本新聞は2013年7月5日の朝刊では「61歳女性殺される 始良1人暮らし、頭から血」「住宅街騒然『優しい人』」「登校時の引率 保護者に要請」と社会面を11段使って報道し、翌7月6日には「始良女性殺人 首、頭に傷集中 鹿児島警 トラブルなど捜査」「保護者付き添い登校 重富小」と続報、7日にも「頭には殴打痕も 首刺され失血死」と報じた。

逮捕は10月21日の朝刊1面に「始良女性殺害49歳男逮捕 容疑で鹿児島警『金ほしさ』供述」とでかでかと報じられた。「鹿児島中央署に任意同行される〇〇容疑者」と実名・写真入りで鹿児島中央警察署に入る様子を撮影・報道した。社会面でも「始良女性殺害 リフォームで接点 事件当日も出勤か」「『ようやく安心』周辺住民」と報じている。

この種の殺人事件等が起きると、ほとんどの場合、周辺住民や学校関係者の声が記事化される。（容疑者の逮捕で）「学校関係者からは『気が休まらず長い日々だった。ようやく安心できる』などと安堵の声が聞かれた」「『これで地域も明るくなり、被害者も少しは報われる』と胸をなで下ろした」という＜犯人視＞報道が蔓延していることが気にかかる。本来なら、「無罪推定の原則」からして裁判確定までは＜犯人視＞してはならないはずであり、警察による逮捕が事件報道の核心ではないはずである。

南日本新聞の社会面記事は、「事件発生日の7月4日、〇〇容疑者に電話で取材した」「（被害者が）葬儀費の積み立てをしていたことから、この積み立てを勧誘する仕事をしていた〇〇容疑者に電話で連絡をとった」事実を明らかにしているので、すでに有力な「容疑者」と考えていたのかもしれない。翌22

日には「容疑男、事件後に借金返済 強盗殺人の立件視野」、23日には「借金度々申し込む 容疑男、複数回出入り」と続報して、「事件前には相当額の借金を抱えていたが、事件後は借金を返済している」と犯行の動機が金銭目的にあることをにわかしている。

南日本新聞は、裁判員裁判の開始からも大きく扱い、「始良女性強殺 『ヤミ金返済で犯行』 被告 起訴内容認める」（5月20日朝刊）、「始良強殺 無期を求刑」（5月21日朝刊）、そして「始良強殺 無期判決 鹿地裁 酌量減輕認めず」（5月23日朝刊）と報じている。ただ、記事の内容は、裁判の内容や判決の紹介にとどまっている。判決が認定した事実からすると、被告人が被害者から奪った金額は9万2千円である。とすると、逮捕時に書かれた「事件前には相当額の借金を抱えていたが、事件後は借金を返済している」という記事はやや先走って書かれたものではないかという印象をもった。

【判決79】もまた「三和町女性殺害事件」として大きく報道された。事件発生は、2013年12月17日。翌日の南日本新聞では「頭から血 64歳女性重体 強盗致傷容疑で捜査」と社会面7段で大きく報道された。ただし、ここでも警察情報と住民らの声の二本立ての構成になっていて、「こわくて眠れない」「不安を募らせた」「声を潜めた」などの住民の声がやや定型的に報じられ、逮捕されると新聞各紙は『ほっとした』『安心』胸をなでおろす住民」（2月24日）という「始良女性殺害事件」と同じようなく犯人視>記事になる。

この事件は、当初、容疑者が判明せず、捜査が難航しているように報じられていた。2014年1月21日の新聞には「三和町女性殺害 情報を求め県警が検問」の見出しで、20日午後9時から現場周辺で検問を実施、通行車両に情報提供を呼びかけたと書かれている。朝日新聞も22日「鹿児島・女性殺害事件1カ月有力手がかりなく」と続いた。

ところが、一転して2月22日に逮捕となった。「53歳知人男逮捕 容疑で鹿児島警『間違いない』供述」「当初から捜査線浮上」（2月23日南日本新聞）。記事を読むと、「事件の数カ月前まで2人は〇〇さん宅に住み、いっしょにパチンコに出かけたり、出前を頼んだり、仲むつまじい様子が目撃されていた」とあり、南日本新聞は事件の直後に2人がよく行っていたというパチンコ店の店員に取材していたことがわかる。であれば事件当初から被告人を<重要参考人>



として警察が重視していることを記者はわかっていたのではないだろうか。検問を行い、ビラまで配布した警察に「有力手がかりなく」とうまく書かされた>といえ、それまでだが、読者からみればいささか疑問の残る記事になった。

このように事件発生、逮捕時に大きく報じられた「三和町女性殺害事件」だったが、裁判が始まるとノーベル物理学賞受賞のニュースと重なり、そちらに紙面を割かざるをえなかったせいか、裁判員裁判についての記事はごく控えめなものになった。判決についての記事も南日本新聞では、社会面の中ほどに4段組みで「三和町殺人 交際相手に懲役14年 鹿地裁判決『一定の計画性』」として、判決理由、判決が認定した事実等を定型的に書く記事になっている。事件発生時と被疑者の逮捕時についてのみ大々的に取り上げるだけでなく、判決に至るまでの経過あるいはそれ以後を含めて事件やその背景を追う記事を増やしていくこともよいのではないかと（南日本新聞は10月18日には〔編集局日誌〕で「裁判の常識」と題して、被害者の家族の声を上げている）。

注

（1）拙稿「鹿児島地裁における裁判員裁判」法学論集46巻2号133～171頁。

（2）拙稿「鹿児島地裁における裁判員裁判～2012年～」法学論集47巻2号271～301頁。

# 2013～2014年鹿児島地裁での裁判員裁判一覧

## 2013年

| 判決 | 開廷日    | 判決日    | 期間<br>(日) | 犯罪                | 被告人 | 認否 | 求刑<br>(年) | 判決 (年)                  | 求刑に対する判決の懲役刑の割合<br>(%) |
|----|--------|--------|-----------|-------------------|-----|----|-----------|-------------------------|------------------------|
| 57 | 1月23日  | 1月25日  | 3         | 強姦致傷・窃盗・<br>住居侵入  |     |    | 8         | 7                       | 87.5                   |
| 58 | 3月12日  | 3月15日  | 4         | 殺人(3人の子)          |     |    | 25        | 23                      | 92.0                   |
| 59 | 7月2日   | 7月5日   | 4         | 殺人未遂              |     |    | 4         | <sup>3</sup><br>執行猶予4   |                        |
| 60 | 8月27日  | 8月29日  | 3         | 強盗致傷・窃盗           |     |    | 8         | 6                       | 75.0                   |
| 61 | 9月2日   | 9月6日   | 5         | 傷害致死              | A   |    | 9         | 7                       | 77.8                   |
| 62 | 9月17日  | 9月20日  | 4         | 殺人未遂              |     |    | 4         | <sup>2.5</sup><br>執行猶予4 |                        |
| 63 | 10月21日 | 10月28日 | 8         | 強盗致傷・窃盗・<br>住居侵入  |     | 否  | 10        | 7                       | 70.0                   |
| 64 | 11月5日  | 11月8日  | 4         | 強盗致傷              | A   |    | 6         | 3                       | 50.0                   |
|    |        |        |           |                   | B   |    | 6         | 3                       | 50.0                   |
| 65 | 11月12日 | 11月22日 | 11        | 危険運転致死            |     | 否  | 6         | 3                       | 50.0                   |
| 66 | 12月9日  | 12月13日 | 5         | 強盗致傷・窃盗・<br>銃刀法違反 |     | 否  | 12        | 9                       | 75.0                   |
| 67 | 12月17日 | 12月20日 | 4         | 強盗致傷・<br>住居侵入     |     |    | 10        | 7                       | 70.0                   |

## 2014年

|    |       |       |    |      |   |   |    |   |      |
|----|-------|-------|----|------|---|---|----|---|------|
| 68 | 1月20日 | 2月10日 | 22 | 傷害致死 | B | 否 | 10 | 9 | 90.0 |
|    |       |       |    |      | C | 否 | 10 | 8 | 80.0 |
|    |       |       |    |      | D | 否 | 10 | 8 | 80.0 |
| 69 | 2月17日 | 2月25日 | 9  | 傷害致死 |   | 否 | 10 | 7 | 70.0 |
| 70 | 3月3日  | 3月14日 | 4  | 傷害致死 |   |   | 6  | 4 | 66.6 |

|    |        |        |    |                    |  |   |    |                       |       |
|----|--------|--------|----|--------------------|--|---|----|-----------------------|-------|
| 71 | 3月19日  | 3月25日  | 3  | 強盗致傷及び<br>強制わいせつ   |  |   | 6  | 4                     | 66.7  |
| 72 | 4月21日  | 4月24日  | 4  | 傷害致死               |  |   | 5  | 3                     | 60.0  |
| 73 | 5月8日   | 5月16日  | 9  | 傷害致死(暴行)           |  | 否 | 3  | 罰金10万円                |       |
| 74 | 5月19日  | 5月22日  | 4  | 強盗殺人               |  |   | 無期 | 無期                    | 100.0 |
| 75 | 6月16日  | 6月20日  | 5  | 保護責任者遺棄<br>致死・死体遺棄 |  |   | 4  | <sup>3</sup><br>執行猶予4 |       |
| 76 | 6月30日  | 7月9日   | 10 | 現住建造物放火・<br>住居侵入ほか |  |   | 22 | 20                    | 90.9  |
| 77 | 7月14日  | 7月18日  | 5  | 現住建造物放火            |  |   | 5  | <sup>3</sup><br>執行猶予4 |       |
| 78 | 9月16日  | 9月19日  | 4  | 殺人                 |  |   | 10 | 8                     | 80.0  |
| 79 | 10月6日  | 10月9日  | 4  | 殺人                 |  |   | 18 | 14                    | 77.8  |
| 80 | 10月14日 | 10月17日 | 4  | 現住建造物放火            |  |   | 5  | <sup>3</sup><br>執行猶予5 |       |
| 81 | 11月4日  | 11月7日  | 4  | 現住建造物放火            |  |   | 5  | <sup>3</sup><br>執行猶予5 |       |

- 註 (1) 否は一部否認も含む。  
 (2) 公判期間は、開廷日から判決日までの日数（休日・祝日も含む。）  
 (3) 判決の量刑で、懲役2年6月は、2.5年と表した。  
 (4) 判決76で被告人は地裁では起訴事実を認めたが控訴審では無罪を主張した。